

就労継続支援A型とは

事業内容

企業等に就労することが困難な障害のある方に対して

- 1) 雇用契約に基づく生産活動の機会の提供
- 2) 働くための知識や能力の向上のために必要な訓練
- 3) その他、必要な支援

を行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労をめざします。



対象者

企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方（利用開始時 65 歳未満の方）。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (3) 企業等を離職した方など就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

など